

## 東京都における主な保育関連事業の概要 &lt;目次&gt;

## 【第一の柱：保育所等の整備促進】

○待機児童解消区市町村支援事業	1
○保育所等賃借料補助事業	2
○都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業	3

## 【第二の柱：保育人材の確保・定着の支援】

○保育士等キャリアアップ補助	4
○保育士等キャリアアップ研修支援事業	5
○保育人材確保事業	6
○保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	7
○保育人材確保支援事業	8
○保育所等ICT化推進事業	9
○保育所等における児童の安全対策強化事業	10

## 【第三の柱：利用者支援の充実】

○一時預かり事業	11
○認証保育所事業	12
○保育サービス推進事業	13
○病児保育事業費補助	14
○病児保育促進事業	15
○医療的ケア児保育支援モデル事業	16
○認可外保育施設利用支援事業	17
○ベビーシッター利用支援事業	18
○認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業	19

## 【平成31年度 新規事業等】

○認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援	20
○地域における保育力アップ推進事業	21
○夜間帯保育事業の創設に	22

# 待機児童解消区市町村支援事業

## 事業の概要

### 【目的】

待機児童の解消に向けて、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、保育サービス拡充の取組を更に加速させる

### 【補助対象事業】

#### ■ 保育所等の開設準備支援事業

- ・開設前人件費、職員研修費等補助
- ・初度備品整備補助

#### ■ 事業者負担軽減のための開設準備経費補助の充実事業

- ・上乘せ補助を行い事業者負担を全体の1/8まで軽減
- ※右記①から③までの要件のいずれか2つ以上該当する場合**  
⇒ **事業者負担を全体の1/8から1/16に軽減**

- ・平成28年度より高騰加算を設け、事業者負担を更に軽減

#### ■ 保育所等整備に係る区市町村負担の軽減事業

- ・待機児童解消に向けて積極的な取組を行う区市町村に対し、保育所等整備に係る区市町村負担を軽減する
- ・右記の要件をいずれか1つ以上満たす場合にのみ、補助対象とする
- ・保育所等整備交付金等において、区市町村負担分が1/12に軽減されている区市町村については、右記①から③までの要件のうち1つにのみ該当する場合は負担軽減の対象としない

**※ただし、右記①から③までの要件のいずれか2つ以上該当する場合**  
⇒ **区市町村の負担部分を1/16に軽減**

#### ■ その他待機児童解消に資する事業

## 補助率引き上げの要件等

### 【要件等】

以下の要件のクリア状況に応じて区市町村への補助率を嵩上げ

- ①0～2歳児について、4月1日現在の待機児童数以上の定員拡充を行う
- ②0～2歳児について、150人以上の定員拡充を行う
- ③0～2歳児について、認可保育所の利用児童数を100人以上増やす

・定員拡充のカウント対象事業は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業のほか、区市町村単独事業等を含む

(注) 認定こども園は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の定員増(認証保育所の定員を除く)の合計でカウントする

### ◆ 保育所等整備交付金の事例（創設：国の補助率2/3の場合）



# 保育所等賃借料補助事業について

## 制度の概要

空き家や空き店舗等の賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する事業者に対し、区市町村が開設後の建物賃借料を補助する事業を実施した場合、その事業の実施に要する経費の一部を補助することで、保育所等の整備促進及び開設後の運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資することを目的とする。

## 補助制度

		都単独	国制度併用	都単独
補助対象軽費		建物賃借料と賃借料加算との差額の一部を補助		
補助対象等	施設・事業区分	右記＋認証保育所	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業	認証保育所
	開設時期	開設後5年以内		開設後6年目以降
	賃借料支出額	右記以外 (※認証は右記も含む)	賃借料加算の額の3倍を超える場合 (※平成31年度改正により、待機児童対策協議会にてKPIの達成状況を見える化した、特定区市町村に所在する新規施設のみ、公定価格の2倍を超える場合も対象。)	
補助上限額 (1施設あたり年額)		◆認可保育所・認定こども園・認証保育所 : <u>45,000千円</u> ◆小規模保育・事業所内保育・家庭的保育 : <u>22,500千円</u> ※賃借料支出額と賃借料加算との差額(賃借料加算を含まない額)	<u>22,000千円</u>	
負担割合		都3/4 区市町村1/8 事業者1/8	国1/2 都1/4(※国の補助上限額を超える部分は3/4) 区市町村1/8 事業者1/8	国1/2 区市町村1/4 事業者1/4
平成28年11月1日から平成29年4月1日までの開設		都7/8 区市町村1/16 事業者1/16	国1/2 都3/8(※国の補助上限額を超える部分は7/8) 区市町村1/16 事業者1/16	都1/2 区市町村1/4 事業者1/4
備考		・国制度：都市部における保育所等への賃借料支援事業(保育対策総合支援事業費補助金) ※間接補助 中核市及び幼稚園型認定こども園は国制度の取り扱いに準拠する。 ・平成30年度より、特別区及び財政力指数が1.0を超える施設は、国庫補助が1/2→9/20と改正。		

# 都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業

## 1 目的

東京都が所有する未利用の土地を低廉な価格で運営事業者に貸し付けることにより、地域に密着した生活の場の整備を促進する。

## 2 対象施設

### 【高齢分野】

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・軽費老人ホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

※高齢分野の施設には、一定の要件の下、介護保険法・老人福祉法に規定する施設・事業所等を併設可。また、介護老人保健施設及び介護医療院には、一定の要件の下、医療法に規定する病院・診療所を併設可。

### 【障害分野】

- ・共同生活援助事業所
- ・日中活動系サービス事業所
- ・主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス
- ・児童発達支援を行う事業所
- ・医療型児童発達支援を行う事業所
- ・児童発達支援センター

※障害分野の施設には、一定の要件の下、相談支援、診療所、訪問看護事業所、保育所等訪問支援、障害児相談支援を併設可

### 【児童分野】

- ・認可保育所
- ・認証保育所
- ・小規模保育事業
- ・幼保連携型認定こども園
- ・保育所型認定こども園
- ・地方裁量型認定こども園

## 3 貸付条件

- ・定期借地権設定契約 貸付期間50年間

※以下の施設種別を整備する場合は、事業用定期借地権等設定契約（貸付期間10年以上50年未満）も可能

- 【高齢分野】
  - ・介護老人保健施設
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所
  - ・複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

- 【障害分野】
  - ・日中活動系サービス事業所
  - ・児童発達支援を行う事業所
  - ・児童発達支援センター
  - ・主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス

- 【児童分野】
  - ・認可保育所
  - ・認証保育所
  - ・小規模保育事業
  - ・幼保連携型認定こども園
  - ・保育所型認定こども園
  - ・地方裁量型認定こども園

- ・貸付料 50%減額

※土地価格が都内公示地価平均（36万円/平方メートル）を上回る部分については、90%減額（平成32年度末までに公募をした案件に限る）

- ・保証金 貸付料の30か月分（事業用定期借地権等設定契約の場合、12か月分）  
※区市町村が事業者の未払い賃料等を補償する場合には保証金は不要

## 4 公募

### 【都公募型】

- ・都が、区市町村と協議の上、借受者を公募
- ・応募受付後、区市町村に応募者についての意見聴取を依頼
- ・都が、審査会を設置して借受者としての適格性等を審査
- ・公募に関する事務を区市町村に委任することができる

### 【区市町村公募型】

- ・区市町村が借受者を公募
- ・応募受付後、区市町村が審査会を設置し、借受者としての適格性等を審査
- ・選定した借受者について都に協議し、承諾を得る

# 保育士等キャリアアップ補助の概要

## 目的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を図り、保育サービスの向上を図る。(平成27年度～)

## 主な補助条件 (補助金の透明性の確保)

- (1) キャリアパス要件  
職責や職務内容などに応じた賃金体系の設定、職員の研修の計画的な実施 など
- (2) 福祉サービス第三者評価の受審  
認可保育所、認証保育所、定期利用保育事業(※1)、企業主導型保育事業(※1)については、3年に1度以上受審していること。  
(3年に1度以上受審していない場合は、補助額を1/2とする)
- (3) 財務情報等の公表(毎年実施)  
⇒29年度からホームページ等で情報公開(※2)
- (4) モデル賃金等のホームページでの情報公開(※2)
- (5) 非常勤職員の賃金改善(※2)

※1…令和元年度から対象  
※2…29年度からの追加条件。実施しない場合は補助額を1/2とする。

## 補助対象施設・事業、補助率

種別	補助率	実施主体 (令和元年度)
認可保育所(社会福祉法人等※1)	—	東京都
認可保育所(上記以外)	都10/10	区市町村
認定こども園(全類型。ただし、1号認定を除く)		
認証保育所	都1/2、 区市町村1/2	区市町村
小規模保育事業		
事業所内保育事業(ただし、従業員率は84/100)		
家庭的保育事業(国制度)(※2)		
居宅訪問型保育事業		
家庭的保育事業(都制度)(※2)		
定期利用保育事業(一時施設・専用施設のみ)及び一時預かり事業(緊急一時預かり)※3		
病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)		
企業主導型保育事業(地域枠)		

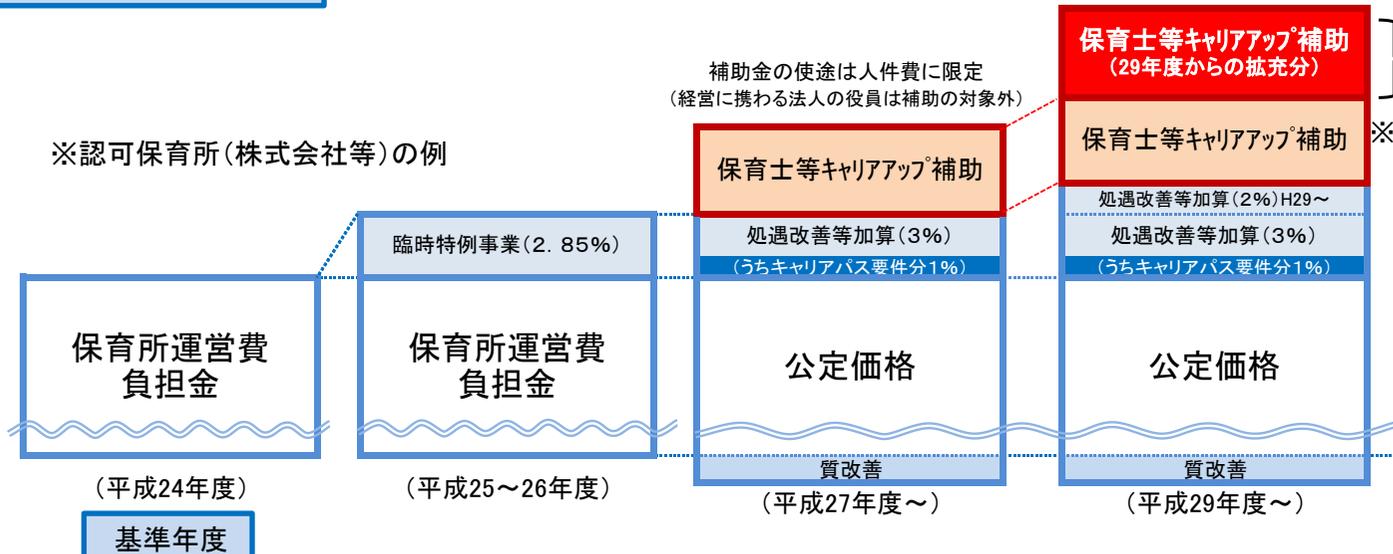
(注)設置主体は問わない。ただし、公立施設は除く。

※1…社会福祉法人等とは、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人及び平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっていた宗教法人及び個人

※2…家庭的保育制度(国制度)及び家庭的保育制度(都制度)については、区市町村が設置する事業も対象とする。

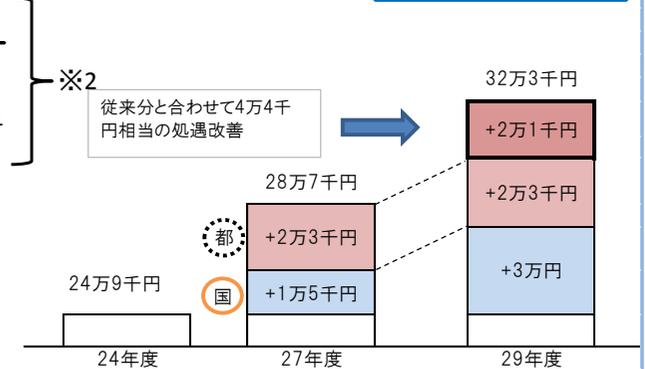
※3…中核市は除く。

## 賃金改善推移



## <処遇改善イメージ>

31予算額 284億



※1賃金改善に確実に充てることが要件(認可保育所(社福法人等)(H24を基準とした賃金改善計画や実績報告))

※2賃金改善に確実に充てることが要件(H24を基準とした賃金改善計画や実績報告)

# 保育士等キャリアアップ研修支援事業について

## 事業概要

技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善等加算Ⅱの要件である保育士等キャリアアップ研修について、研修及び研修実施機関を指定して研修を実施するとともに、指定研修実施機関に対して研修開催に要する経費の一部を補助し、事業を円滑に推進することを目的とする。

**31予算 3.5億円  
(前年比+1.0億円)**

## 区市町村への補助（新規）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金  
(職員の資質向上・人材確保等研修事業)

平成30年度

国 1/2	区市町村 1/2
----------	-------------

区市町村の負担分を都が一部補助

平成31年度

国 1/2	区市町村 1/4	都 1/4
----------	-------------	----------

### <研修経費の支援>

研修対象者の**受講料を免除することを条件**に、研修開催に要する運営費の一部を補助

(受講料免除対象施設)

私立認可保育所、私立認定こども園、私立幼稚園（施設型給付）、地域型保育事業、認証保育所

※公立の保育所、認定こども園、幼稚園は免除対象外。**公設民営は30年度は免除対象外としていたが、31年度から免除対象とする。**

※対象施設の勤務者でも、実施要綱上の受講対象者でない場合、免除対象外

### <補助条件>

- 補助対象：定員20名以上の研修
- 補助基準額：1研修当たり800千円を上限（補助率1/4）
- 対象経費：人件費、事務費（受講者の実費負担相当額を除く）

## 養成施設・非営利団体への補助（拡充）

平成30年度

研修定員	20名以上
補助基準額	1,200千円

研修定員の多い研修の補助基準額を引上げ

平成31年度

研修定員	20～59名	60～99名	100名以上
補助基準額	1,050千円	1,200千円	1,400千円

## 【参考】30年度実績

研修種別	回数	定員
1 乳児保育	40	3,955
2 幼児教育	28	2,310
3 障害児保育	35	2,413
4 食育・アレルギー対応	21	1,750
5 保健衛生・安全対策	19	1,360
6 保護者支援・子育て支援	28	2,280
7 マネジメント	94	4,498
8 保育実践	1	50
合計	266	18,616

※平成29年度遡及指定分を含む。

指定団体数  
①区市町村 2  
②養成施設 15  
③非営利団体 25



# 令和元年度保育人材確保事業（概要）

## 現状

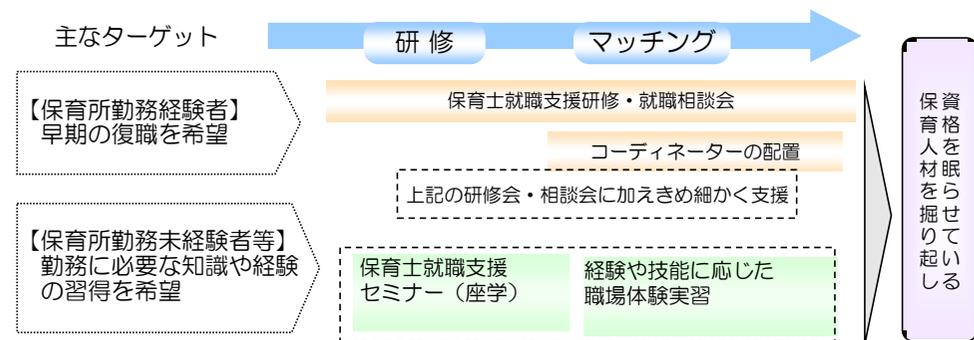
- 都独自の整備費補助や都用地の活用等により区市町村を支援し、多様な保育サービスの整備を進めるとともに、保育人材の確保・育成・定着に取り組んできた。
- その結果、平成30年4月現在の利用児童数は16,059人分増加し、293,767人となり、待機児童数は、昨年度に比べ区部で2,313人、市町村部で859人、全体では3,172人減り、5,414人となった。

引き続き、待機児童の解消に向けて、更に保育サービスの拡充を加速するとともに、保育人材の安定した確保・育成・定着に向けた更なる取組を推進する必要がある。

離職した保育士等に対する研修や就職相談会の実施、保育所勤務経験がない保育士に対する就職支援セミナーや現場実習の実施、保育人材コーディネーターによる就職から職場定着までの支援・相談を行うことなどにより、潜在保育士の活用を推進する。

### 保育サービスを支える人材を確保

保育現場で働いていない保育士有資格者（潜在保育士）を活用するため、保育所での勤務経験がない人などに対象を拡大し、ニーズに応じた就職支援を実施



## 取組内容

### ○保育士就職支援研修・就職相談会

- ・保育所勤務経験者等を対象に、保育現場の最新情報に関する研修、地域に密着した就職相談、求人求職等の情報提供を一体的・効率的に行う保育士就職支援研修を実施する。  
【規模】 100名/回×6回実施
- ・また、都内全域及び他県も含んだ保育士就職相談会等を実施し、保育人材確保の強化を図る。  
【規模】 600名×1回実施

### ○保育士就職支援セミナー・職場体験実習

#### ■座学

保育士勤務未経験者やブランクの長い保育士有資格者を対象に、就職に必要な知識を習得するための講座を開催する。また一部、保育士試験合格者に特化した回を設ける。

#### ■経験や技能に応じた職場体験実習

セミナー受講者のニーズに応じて、認可保育所、認証保育所等での現場実習を実施する。  
【規模】 座学：年10回・400名（1回あたりの受講者40名）  
現場実習：年10回・100名（1回あたりの受講者10名（座学受講者の内数））

### ○保育士支援コーディネーターの配置による就職支援等

- ・保育所の採用募集状況の把握や、潜在保育士のニーズにあった就職相談から就職後のアフターフォローまでを行うとともに、保育士、子育て支援員、保育所、保育士資格の取得を目指す人等からの相談も受ける。

### ○保育事業者向け経営管理研修【拡充】

- ・潜在保育士雇用にあたっての施設側の留意点や改善点、就労中の保育士を育成・定着させるためのノウハウ等、保育事業者の経営者を対象に実施する。  
【規模】 年5回・500名（1回あたり受講者100名）

### ○次世代の保育人材確保（高校生向け職場体験事業）

- ・保育士を目指す、又は保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象とした保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深める。  
【規模】 高校生受入700名

### ○東京労働局との連携

- ・保育人材の確保や就労促進等の雇用面における課題に対し、東京都雇用対策協定に基づき、東京労働局（ハローワーク）と更なる連携強化を図る。

### ○保育士養成施設への入学者確保に向けた取組【新規】

- ・都内の高校生を対象に、保育の仕事の魅力発信に加え、保育士養成施設の学校説明会等を一体的に行うイベントを開催する。

### ○潜在保育士向けガイドブックの配布・普及【新規】

- ・潜在保育士が抱えている不安を取り除き、再び保育士として働くことを具体的にイメージしてもらうことを目的としたガイドブックの配布・普及啓発を行い、潜在保育士の再就業を促進する。

# 令和元年度 東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（案）

## 事業概要

### 目的

保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、区市町村が経費を支出した場合に、その一部の補助を行うことにより、**保育人材の確保、定着及び離職防止**を図

### 事業スキーム

補助事業		国庫活用事業	都単事業（国庫活用事業の対象者を除く）	
対象	区市町村	全区市町村（ただし、中核市を除く） ※国の「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていないため、国庫活用が出来ない場合であっても、都単事業での申請が可能		
	施設種別	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）、認可外保育施設（「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている区市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設のみ）、企業主導型保育事業※公設民営は対象	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）、認可外保育施設（区市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設のみ）、企業主導型保育事業、認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業（都制度）、病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）※公設民営は対象	
	対象者	採用されてから <b>10年以内</b> の常勤保育士 ※待機児童数が50人未満かつ保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村については、採用されてから <b>5年以内</b>	常勤保育従事職員（採用されてからの年数制限なし）	
	期間	下記アからエまでの要件を満たした日から（ただし、平成24年度以前に借り上げている宿舍に入居している者を除く）		
		ア	事業者が宿舍を借り上げていること	
		イ	対象者を採用していること	
ウ		対象者が入居していること		
	エ	対象者と事業者の入居契約等が結ばれていること		
経費	常勤保育士用宿舍の借り上げに必要な経費 ※特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村で、新規対象者分についての選定額が実支出額の4分の3に縮小されたことにより国庫補助額が減額となった場合、当該減額分については都が継ぎ足し補助を行う。	常勤保育従事職員用宿舍の借り上げに必要な経費		
家賃等	補助基準額	1戸あたり82,000円/月		
	補助率	国1/2 <b>都1/4</b> 区市町村1/8 事業者1/8	<b>都3/4</b> 区市町村1/8 事業者1/8	

### 用語の定義

○保育従事職員  
対象施設に勤める施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等をいう。  
（ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員は除く。）

### 区→事業者の主な補助条件

○入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助すること。  
○入居者に対して、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助が交付されていないこと。

実施期間 平成32年度まで

継ぎ足し補助で、区市町村と事業者の負担を軽減！

都単事業では国庫活用事業の対象者を除くものとする。

# 令和元年度 保育人材確保支援事業（案）

新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援などに取り組む区市町村の負担を軽減することで、保育士の確保・定着・離職防止を図る。

		国制度
事業名	保育人材就職支援事業	職員の資質向上・人材確保等研修事業 (新規卒業者の確保、就業継続支援事業)
補助制度	保育対策総合支援事業費補助金	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業
実施主体	区市町村(団体に全部又は一部を委託可能)	都道府県又は区市町村(社協・団体等への委託可能)
目的	新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する保育人材確保に関する取組に要する費用の一部を補助	保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生等や保育所等に勤務していない保育士資格を有する者に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保
事業内容	1 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供 2 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動 3 就職相談会の開催等による求人情報の提供 4 潜在保育士等に対するマッチング支援 5 就職支援コーディネーターの配置 6 職場定着を支援するための研修等の実施 7 その他(保育人材の確保に関する取組)	1 指定保育士養成施設の学生等を対象とした人材確保の取組 2 保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修 3 潜在保育士の再就職を支援する研修
補助基準額	1 区市町村当たり 10,806千円  ※対象経費 保育人材就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	基準額の設定なし  ※対象経費 新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金(負担金、補助金) ただし、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等については受講者等が負担
負担割合	国1/2 区市町村1/2	国1/2 区市町村1/2
拡充	国1/2 都1/4 区市町村1/4 (中核市除く) 【都補助基準額10,806千円】	

継ぎ足し補助により、区市町村の負担を軽減！

## 取組事例

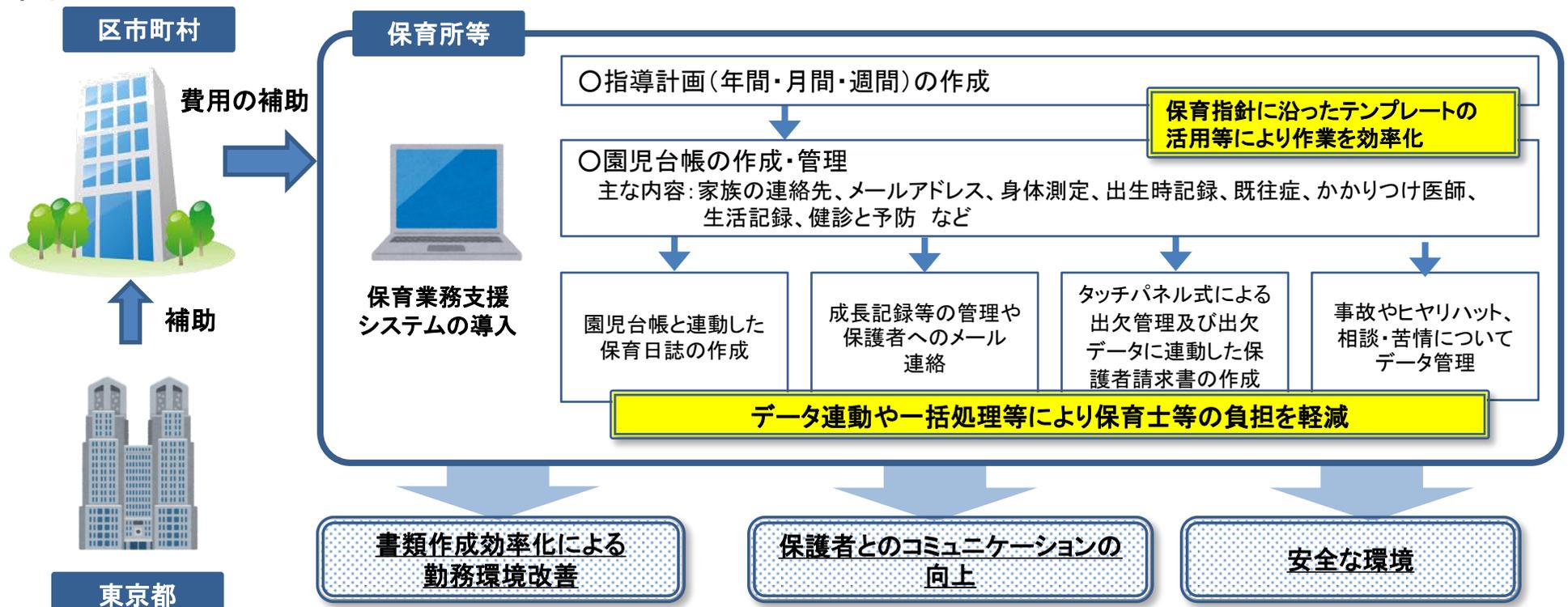
- 再就職支援研修、就業継続支援研修等の開催
- 養成施設における就職説明会
- 養成施設における潜在保育士向け講座開催
- 就職イベントの開催委託
- 就職相談会の実施
- 就職イベントへの出展費用負担
- 他県養成施設への訪問 など

# 保育所等におけるICT化推進事業

保育所等における保育士の業務負担の軽減を図るため、保育業務支援システムを導入する保育事業者に対し、導入にあたって必要となる費用の一部を補助する。

- ◆ **実施主体** 区市町村（ただし、中核市を除く。）
- ◆ **根拠規定** 保育所等におけるICT化推進事業実施要綱、保育所等におけるICT化推進事業事務取扱要領、令和元年度保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱（今後制定予定）
- ◆ **補助内容** <補助額> 一か所当たり200万円(上限)※ ・ <負担割合> 都3/4、区市町村1/4  
※都補助額からは、国の保育対策総合支援事業補助金の、保育所等業務効率化推進事業による国庫補助額を除く。
- ◆ **対象施設** 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の各事業（居宅訪問型保育事業を除く。）、認証保育所、定期利用保育事業施設、緊急一時預かり実施施設
- ◆ **対象経費** 保育業務支援システムの導入に必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税。クラウド型のシステムの場合、その料金を含んで差し支えない。また、最低限必要となる備品等の購入費等を含めても差し支えない。
- ◆ **予算額** **486,432**千円（規模 432施設）

## 《事業イメージ》



# 保育所等における児童の安全対策強化事業（令和元年度）

## 目的

保育所等において、ベビーセンサー等の設備の導入を促進し、保育従事職員が行う午睡チェックを補強することで児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担の軽減を図る。

## 補助対象

認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）、認証保育所、（都）家庭的保育事業、定期利用保育事業（専用施設及び一時施設）及び一時預かり事業（緊急一時預かり）※公立は除く

## 補助概要

（補助対象経費） ベビーセンサー等の設備や機器の導入に係る購入費やリース料

（補助基準額） 1施設当たり 1,000千円（国庫補助事業の交付決定額を控除）

（補助率） 10/10



# 令和元年度 一時預かり事業及び定期利用保育事業の概要(案)

事業名	一時預かり事業						定期利用保育事業		
	国 制 度			都 制 度					
制度区分	一般型	地域密着Ⅱ型	幼稚園型Ⅰ	幼稚園型Ⅱ	居宅訪問型	余裕活用型	都単独型	定期利用保育事業	
目的及び定義	保護者の疾病等への対応又は育児疲れによる心理的・肉体的負担の軽減等を目的として、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる。							パートタイム勤務等、保護者の就労形態に対応	
主な対象児童	非在籍園児		非在籍園児	1号認定の在籍園児	3号認定児(2歳児)	非在籍園児であって、所定の要件に該当する児童	非在籍園児		
主な実施場所等	保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、その他公共施設等		地域子育て支援拠点、駅周辺等利便性の高い場所等	幼稚園、認定こども園	幼稚園	当該児童の居宅	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業	余裕活用型対象場所及び認証保育所	多様な場所
実施基準									
設備	設備運営基準第32条に準じ、専用スペースの確保			一般型同様 (教育活動のための保育室又は遊戯室で可)	幼稚園型Ⅰと同様	居宅訪問型保育事業に準ずる	通常保育の利用定員を超えて、又は別枠で受入	通常保育の利用定員を超えて、又は別枠で受入	空きスペース等を活用
人員	設備運営基準第33条第2項に準じ、利用児童の年齢及び人数に応じて、保育士及び研修修了者を配置すること。 配置職員のうち、半数以上が保育士であること(※1)。 配置職員は2人を下ることはできないこと(※2)。		設備運営基準第33条第2項に準じ、利用する乳幼児の年齢及び人数に応じて、保育士及び研修修了者を配置すること。 配置職員のうち、保育について経験豊富な保育士を1人以上配置すること。 配置職員は2人を下ることはできないこと。	設備運営基準第33条第2項に準じ、利用児童の年齢及び人数に応じて、保育士、幼稚園教諭及び研修修了者等を配置すること。 配置職員のうち、1/2以上が保育士又は幼稚園教諭であること。(ただし、当分の間は1/3以上とすることができる。) 配置職員は2人を下ることはできないこと(※2)。	設備運営基準第33条第2項に準じ、利用児童の年齢及び人数に応じて、保育士、幼稚園教諭及び研修修了者等を配置すること。 配置職員のうち、1/2以上が保育士又は幼稚園教諭であること。(ただし、当分の間は1/3以上とすることができる。) 配置職員は2人を下ることはできないこと(※2)。 ただし、当該児童の処遇を行う者の中には、必ず保育士を配置すること。	利用児童1人に対して、研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者を1人配置すること。	利用児童を含めた保育児童に照らし、基準上必要な保育士等が配置されていること。	通常保育、一時預かり担当の保育士等が兼務することも可	
運営費補助									
基本分	【年間延べ利用児童数区分に応じた1か所当たり年額単価】(特別利用保育等対象以外の児童の場合) ①配置職員が全て保育士、又はみなし適用(※1)の場合 1,600千円(300人未満) ～10,223千円(3,900人以上) ②配置職員に研修修了者含む場合 1,382千円(300人未満) ～9,831千円(3,900人以上)	【児童1人当たり日額単価】(特別利用保育等対象児童の場合) 平日分 400円 長期休業日(8時間未満) 400円 長期休業日(8時間以上) 800円 休日分 800円 【緊急一時預かり対象児童】 4,400円/人 【大型連休預かり対象児童】 (2019年4月27日～5月6日に一時預かりを利用した児童。)(児童1人当たり日額) 2,260円	【年間延べ利用児童数区分に応じた1か所当たり年額単価】 1,382千円(300人未満) ～9,831千円(3,900人以上) 【児童1人当たり日額単価】(緊急一時預かりの場合) 4,400円	【児童1人当たり日額単価】 ①在籍園児 (ア)基本分(平日の教育時間前後等の概ね1日当たり4時間分) I 年間延べ利用児童数が2,000人超の場合: 平日 400円 長期休業日(8時間未満) 400円 長期休業日(8時間以上) 800円 II 年間延べ利用児童数が2,000人以下の場合 平日分 1,600千円を児童数で除した額から400円を減じた額 長期休業日(8時間未満) 400円 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ)休日分 800円 ②在籍園児以外の児童 基本分 800円	【児童1人当たり日額単価】 利用時間に関わらず、1,850円	【児童1人当たり日額単価】 4時間以上の利用の場合、9,000円 4時間未満の利用の場合、4,500円	【児童1人当たり日額単価】 利用時間に関わらず、2,400円	【児童1人当たり日額単価】 ①保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育 ○4時間未満利用 2,500円/人 ○4時間以上利用 5,000円/人 ②一時施設、専用施設 ○4時間未満利用 2,600円/人 ○4時間以上利用 5,200円/人 (※H30参考単価)	
加算分	○基幹型施設加算 1,148千円/所 ○②の実施施設に対する都加算 70千円～390千円(※H30参考単価)	○長時間加算 100円～300円/人(特別利用保育等対象児童) ○緊急一時預かり加算(都加算) 利用者支援加算 長時間保育加算	○都加算 70千円～390千円(※H30参考単価)	○長時間加算 平日・長期休業日(8時間以上) 150円～450円/人 長期休業日(8時間未満) 100円～300円/人 ○保育体制充実加算 1,446,200円/所 ○就労支援型施設加算(事務経費)※ 1,383,200円/所 ※以下の要件を満たす施設に適用する ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上の預かりを実施している ②小規模保育事業等と連携している ③追加で事務職員を配置している	○長時間加算 230円～690円/人	—	—	基幹型施設加算に準じた加算分 1,020千円/所(※H30参考単価) ○長時間加算 1時間以内の延長 625円/人 2時間以内の延長 1,250円/人 2時間超の延長 1,875円/人	
負担割合	国1/3、都1/3、区市町村1/3 (ただし、一般型都加算は、都1/2、区市町村1/2)						都1/2、区市町村1/2		
根拠規定	東京都一時預かり事業実施要綱						東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱		
届出	児童福祉法第34条の12に基づく届出(提出先:福祉保健局少子社会対策部保育支援課)						不要	不要 ※ただし、専用施設は認可外保育施設の届出(法第59条の1)	
都所管	福祉保健局少子社会対策部保育支援課			生活文化局私学部私学振興課		福祉保健局少子社会対策部保育支援課			

※1 一日当たり平均利用児童数が3人以下の場合においては、家庭的保育者研修の修了者等を保育士とみなすことができる。

※2 保育所や幼稚園等の本体施設と一体的に運営されている場合であって、当該本体施設の職員(一般型は保育従事者に限る。幼稚園型は保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)の支援を受けて一時預かり事業を実施することができる場合は、保育従事職員1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内で配置職員を1人とすることができる(一般型であって、※1の場合においては、研修修了者1人の配置とすることができる)。

# 認証保育所制度

## 認証保育所の創設（平成13年度）

○ 設置根拠(東京都認証保育所事業実施要綱)  
 零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるため、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設

○ 施設数及び定員  
 平成30年4月1日 610施設(20,759人) ※平成29年4月1日 631施設(21,418人)

### ○ 制度の目的、特徴

目的	1 都市型保育ニーズへの対応 → 認可保育所が対応し切れていないニーズに対応
	2 認可保育所の改革 → 認可保育所の経営効率化を促すもの
	3 サービスの質の向上 → 多様な事業者の参入や直接契約により利用者本位のサービスを提供

特徴	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする全ての人が対象
	<input type="checkbox"/> 利用料は上限の範囲内で施設が決定し、利用者は施設と直接契約
	<input type="checkbox"/> 13時間以上開所、ゼロ歳児保育の実施を義務付け

○ 都市型保育ニーズへの対応  
 ・13時間以上開所 **100%** ・ゼロ歳児保育 **100%**

※認可保育所の状況  
 13時間以上開所 34%(公立 17%、私立 43%)(平成29年4月1日現在)  
 ゼロ歳児保育 84%(公立 72%、私立 90%)(平成30年4月1日現在)

## 認証保育所の運営費

認証保育所				都基準	
保護者負担金		認証保育所運営費補助			
保育料	区市町村による保護者負担軽減	都 1/2 (特別区は、都区財政調整制度に算定)		市町村 1/2	

認可保育所					公定価格	
利用者負担額		委託費				
保育料	区市町村による保護者負担軽減	国 1/2		都 1/4	区市町村 1/4	

## 認可保育所と認証保育所の比較

区分	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保育を必要とする乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約
4 規模	20人以上(平均 100人)	①A型 20~120人(平均 35.8人) ②B型 6~29人(平均 21.0人)
5 施設基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  乳児室、ほふく室(0、1歳児室)  (1) 保育室・遊戯室(2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	認可保育所に準じた都独自の基準  ①A型 3.3㎡以上(年度途中2.5㎡まで弾力化可能) ②B型 2.5㎡以上  同左
6 職員	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  全て保育士 ※ただし乳児4人以上を入所させる保育所は、保健師又は看護師を、一人に限り保育士とみなすことができる。 ※平成28年4月から保育士配置の特例あり(保育士2/3以上。1/3を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭等の活用が可能)	認可保育所に準じた都独自の基準  6割以上は常勤有資格者(保育士を基本とし、看護師・保健師・助産師) ※ 残り4割は上記以外の者可
配置基準	・0歳児 :3人につき1人以上 ・1・2歳児:6人につき1人以上 ・3歳児 :20人につき1人以上 ・4歳以上児:30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育料	住民税課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が定める額を、区市町村が徴収 ・国基準は0円~104,000円/月(3歳未満)	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収 ・保育料上限額 80,000円/月(3歳未満)
9 補助金等		※ 区部は、都区財政調整制度に算入
運営費	委託費(公定価格) (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金(公定価格を踏まえて設定) (都1/2、市町村1/2)
施設整備費	保育所等整備交付金 (国1/2、区市町村1/4、設置者1/4)	開設準備経費(整備費、改修経費、初年度賃借料、修繕費) (都1/4、市町村1/4、設置者1/2)

# 保育サービス推進事業

都独自 H31 約 140 億円

## 1. 制度の目的・概要

特別保育事業等(延長保育、障害児保育、アレルギー児対応等)の推進など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。

## 3. 主な補助条件

- ・財務情報等の公表(毎年)  
事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区市町村に提出するとともに、利用者及び施設の全ての職員に対して公表すること。

## 2. 補助対象施設・事業、補助率

種別	補助率	実施主体
認可保育所(社会福祉法人等 ※)	—	東京都
認可保育所(上記以外)	都10/10	区市町村
認定こども園(全類型。ただし、1号認定を除く)		
小規模保育事業	都1/2、 区市町村1/2 (包括補助)	
事業所内保育事業(ただし、従業員率は84/100)		
家庭的保育事業(国制度)		
居宅訪問型保育事業		

(注)設置主体は問わない。ただし、公立施設は除く。

※社会福祉法人等とは、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっている宗教法人及び個人

## 4. 補助項目

零歳児保育対策、  
産休明け保育、  
延長保育、  
病児・病後児保育、  
休日保育、  
一時預かり、  
障害児保育、  
アレルギー児対応、  
夜間保育、  
育児困難家庭への支援、  
外国人児童受入れ、  
年末年始保育、  
小中高生の育児体験受入れ、  
保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、  
保育拠点活動支援(実習生や研修生等の受入れ)、  
第三者評価受審費 など

## 東京都病児保育事業内容一覧

	内容	実施場所	補助基準額
1 病児対応型・病後児対応型事業	<p>病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難であるが、入院の必要のない状態である乳児・幼児又は小学校に就学している児童(以下「病児・病後児」という。)について、病児・病後児施設において、保育及び看護ケアを行う。</p>	<p>①医療機関、保育所等又はその他の公共施設等に付設された施設(併設型施設) ②本事業のための専用施設(単独型施設)</p>	<p>病児対応型 1基本分 基本分:5,007千円 <b>うち改善分:2,538千円</b> 2加算分 年間延べ利用児童数に応じた補助 522千円～41,001千円</p> <p>病後児対応型 1基本分 基本分:4,166千円 <b>うち改善分:2,225千円</b> 2加算分 年間延べ利用児童数に応じた補助 416千円～38,325千円</p>
	<p>低所得者減免分加算(※1)</p> <p>生活保護法の被保護者世帯又は区市町村民税非課税世帯が病児・病後児保育施設を利用した際の利用料減免措置に対する係る経費を補助する。</p>	/	<p>被保護者世帯 5,000円×年間延利用児童数 住民税非課税世帯 2,500円×年間延利用児童数</p>
	<p>普及定着促進費</p> <p>病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)開始に伴う改修費・備品購入・地域住民への周知といった広報等事業等、初年度固有の必要な経費を補助する。また、開設前月分の礼金及び賃借料を補助する。</p>		<p>事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り 1か所当たり 改修費等 4,000千円 1か所当たり 礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円</p>
2 体調不良児対応型事業(※2)	<p>児童が保育中に体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を行う。</p>	<p>実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所</p>	<p>基本分<b>または改善分 4,472千円</b> (ただし、事業期間が6カ月未満の場合は2,236千円)</p>
3 非施設型(訪問型)事業	<p>区市町村が実施する研修を受講・修了した看護師等が、病児・病後児宅において、保育及び看護ケアを行う。</p>	<p>児童の自宅</p>	<p>1か所当たり年額 <b>7,280千円</b> (ただし、事業期間が6カ月未満の場合は3,640千円)</p>
4 送迎対応	<p>病児・病後児対応型事業及び体調不良児対応型事業において、看護師等又は保育士を配置し、保育所等で体調不良になった児童を送迎し一時的に保育を行う。</p>	<p>病児・病後児対応型施設及び体調不良児対応型施設</p>	<p>送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400千円 送迎経費 1か所当たり年額 <b>3,634千円</b></p>

(※1) 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると区市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。

(※2) 病児・病後児対応型事業を実施する認可保育所において、併せて体調不良児対応型事業を実施している場合は、同一保育所について、病児・病後児対応型事業と体調不良児対応型事業の両方に係る補助金を申請することが可能。

## 東京都病児保育事業実施施設の開設支援(令和元年度)(案)

※補助事業の詳細は、各事業の実施要綱等により確認願います。

施設で実施する事業	補助事業名	内容	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 病児・病後児対応型	子ども・子育て支援交付金 (普及定着促進費(開設準備経費))	開設準備に係る経費	①改修費等 事業実施に必要な内装工事費、備品購入経費等  ②礼金及び賃借料(開設前月分)	① 4,000千円 ② 1か所当たり600千円	国 1/3 都 1/3 区市町村 1/3 ※広域利用を前提とする場合は区市町村負担分も都が負担
	子ども・子育て支援整備交付金	病児保育事業を実施するために必要となる施設・施設整備に係る補助	病児保育事業を実施するため施設整備等に要する経費 (但し、①土地買収又は整地に要する費用、②既存建物の買収費用、③門・囲障・校内の雨水排水設備、構内通路等の外溝整備費、④その他整備費として適当と認められない費用は除く)	整備区分や各種目により異なる	国 1/3 都 1/3 区市町村 1/3  (国3/10、都3/10、区市町村3/10、社会福祉法人等1/10) ※広域利用を前提とする場合は区市町村負担分も都が負担
	子育て支援のための拠点施設整備事業 (次世代育成支援対策整備交付金) (ハード交付金)	子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備  ※ 整備対象施設の設置主体は区市町村(運営は社会福祉法人等に委託可)	(1)本体工事費 (2)特殊附帯工事費 (3)解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費 (改築の場合が対象)	ポイント数による。 (ただし、本事業の補助基準額を超える部分は平成26年度より包括補助により上乗せ)	国 1/2 区市町村 1/2
	子供家庭支援区市町村包括補助事業 選択事業(基盤の整備)	子育て支援に資する基盤の整備全般	補助対象事業の実施に要する経費  負担金補助及交付金、委託料、備品購入費、等	120,000千円 (子ども・子育て支援整備交付金、ハード交付金及び子ども・子育て支援交付金の開設準備経費の補助額を控除)	都 1/2 区市町村 1/2 ※広域利用を前提とする場合は区市町村負担分も都が負担
2 体調不良児対応型	保育環境改善等事業 ※平成31年度(案)				
	①病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業	体調不良児対応型事業の実施に必要な保育所等の改修等	(1)既存施設の改修費用 (2)設備の設置及び修繕費 (3)備品の購入費	①7,200千円 ②1,029千円  1施設につき1回限り	国 1/3 都 1/3 区市町村 1/3
	②病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業	体調不良児対応型事業を実施するために必要な設備の整備等	(1)設備の設置及び修繕費 (2)備品の購入費	(当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象)	

## 医療的ケア児保育支援モデル事業

### 【事業内容】

区市町村が保育所等に、認定特定行為業務従事者である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業に対し、その費用の一部を補助する。（詳細は実施要綱に規定のとおり。）

### 【実施主体】

区市町村（委託可）

### 【対象施設】

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

※公立の保育所及び認定こども園（以下、「公立施設」という。）において実施する場合には、公立施設職員の人件費に係る費用は補助対象外とする。（＝公立施設を実施場所として、委託により実施する場合には補助対象とする。）

### 【補助基準額】

1自治体あたり **7,300千円**（看護師等配置あり）又は **6,700千円**（看護師等配置無し）

### 【補助率】

国1/2、都1/4、区市町村1/4（国負担分と合わせて計3/4を都から区市町村に交付する（間接補助））

### 【備考】

モデル事業であり、応募数が多い場合は選定により絞られるため、必ずしも採択されとは限らない。

# 平成31年度認可外保育施設利用支援事業の拡充

## 〈10月以降：無償化に伴う再構築・多子世帯に対する新たな支援〉

### 事業概要（目的）

- 待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図る。 【待機児童解消に向けた緊急対策】
- 安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、認可外保育施設の利用料の負担軽減を図る区市町村を支援する。 【2019年10月以降】

### 〈補助概要〉

- 9月までは、現状の補助制度を継続
- 10月以降は、無償化に伴う再構築及び多子世帯に対する新たな支援
  - ・ 「利用者支援」、「多子世帯支援」に区分し、補助率を設定
  - ・ 国の無償化を踏まえ、年齢、課税状況等に応じた補助基準額を設定

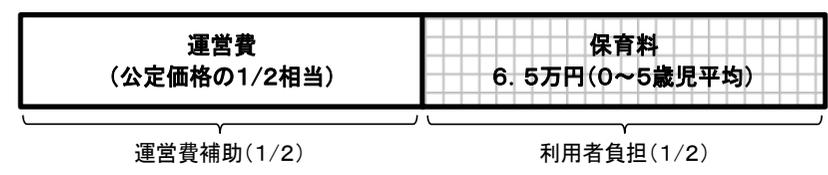
（単位：児/月）

				現状 (2019年9月まで)	2019年10月以降				
					幼児教育の無償化(国)	利用者支援(再構築)	多子世帯支援(新たな支援)		
補助率				都1/2	-	都1/2	都10/10		
補助基準額	0～2歳児	課税世帯	第1子	4万円	-	4万円	-		
			第2子				1.4万円		
			第3子以降				2.7万円		
		非課税世帯	第1子				4.2万円	2.5万円	-
			第2子					1.2万円	1.3万円
			第3子以降					-	2.5万円
	3～5歳児	第1子	3.7万円	2万円	-				
		第2子		1万円	1万円				
		第3子以降		-	2万円				
補助対象施設				1. 認証保育所 2. 家庭的保育事業（都制度） 3. 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設等					

※ 制度の詳細は、今後、決定

### （参考）認証保育所イメージ

#### 〈認証保育所の運営に要する費用〉



#### 〈利用者負担の軽減〉

	0～2歳児	3～5歳児		
軽減前	<table border="1"> <tr> <td>保育料 6.7万円(0～2歳児平均)</td> </tr> </table>	保育料 6.7万円(0～2歳児平均)	<table border="1"> <tr> <td>保育料 5.7万円(3～5歳児平均)</td> </tr> </table>	保育料 5.7万円(3～5歳児平均)
保育料 6.7万円(0～2歳児平均)				
保育料 5.7万円(3～5歳児平均)				

#### 認可外保育施設利用支援事業による負担軽減

	9月まで	10月以降				
課税世帯	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業 4万円</td> <td>保育料</td> </tr> </table>	利用支援事業 4万円	保育料	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業 4万円</td> <td>保育料</td> </tr> </table>	利用支援事業 4万円	保育料
利用支援事業 4万円	保育料					
利用支援事業 4万円	保育料					
非課税世帯	<table border="1"> <tr> <td>利用支援事業(利用) 4万円(上限)</td> <td>利用支援事業(多子) 2.7万円</td> </tr> </table>	利用支援事業(利用) 4万円(上限)	利用支援事業(多子) 2.7万円	<table border="1"> <tr> <td>無償化 3.7万円</td> <td>利用支援事業(利用+多子) 2万円</td> </tr> </table>	無償化 3.7万円	利用支援事業(利用+多子) 2万円
利用支援事業(利用) 4万円(上限)	利用支援事業(多子) 2.7万円					
無償化 3.7万円	利用支援事業(利用+多子) 2万円					
非課税世帯 (10月以降)	<table border="1"> <tr> <td>無償化 4.2万円</td> <td>利用支援事業(利用+多子) 2.5万円</td> </tr> </table>	無償化 4.2万円	利用支援事業(利用+多子) 2.5万円			
無償化 4.2万円	利用支援事業(利用+多子) 2.5万円					

# ベビーシッター利用支援事業

## 1 待機児童の保護者及び1年間の育児休業を満了した保護者に対する支援

拡充・新規

拡充

- (1) 待機児童の保護者 又は 育児休業を1年間取得した後復職する保護者が  
子の保育所等入所までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成する。
- ① ベビーシッター事業者連携型 …… 都が一定の基準に基づき審査・認定したベビーシッター事業者から、  
都が指定する研修を修了したベビーシッターを派遣(利用者は助成券を利用)
- ② 区市町村バウチャー型 …… 上記の対象者に対し、独自にベビーシッター利用料の負担軽減を行う区市町村を補助

対象	都・区市町村負担	利用上限 及び 本人負担額
待機児童の保護者	都 7/8 区市町村 1/8	保育短時間認定 1日8時間かつ月160時間 (本人負担 最大4万円) 保育標準時間認定 1日11時間かつ月220時間 (本人負担 最大5.5万円)
育休満了者	都 10/10	

### <拡充内容>

- ① フルタイム就労の保護者への対応
- ・利用上限の拡大 1日8時間(月160時間) ⇒ 1日11時間(月220時間)
- ② 多様な就労形態への対応 (事業者連携型のみ)
- ・利用可能時間の拡大 夜8時まで ⇒ 夜10時まで
  - ・早朝や夜間の利用に対し、認定事業者への支払額に1時間当たり400円上乗せ



新規

- (2) (1)の利用者がベビーシッター事業者から請求される交通費の負担軽減を行う区市町村に対し、その費用の一部を補助する。  
(現在、地域型の居宅訪問型保育事業について実施している交通費の補助を、本事業の利用者にも実施)
- <補助基準額> 1児童当たり 月額上限2万円 <負担割合> 都 1/2 区市町村 1/2

## 2 認可保育所等を利用している保護者に対する支援

新規

認可保育所等において、利用児童の保護者が、急な残業等により時間内に迎えに行くことができない場合に、  
本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に対し、補助を行う。

<補助基準額> 待機児童等の場合の公費負担額に準じる。 <負担割合> 都 1/2 区市町村 1/2

## 3 居宅訪問型保育者養成のための研修

継続

本事業及び地域型の居宅訪問型保育事業の担い手となる人材を育成。都内のベビーシッターの質と量の充実を図る。

# 認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業

## 保育施設の状況

- 保育サービスの拡大に伴い、指導監督対象の施設が増加
- 平成31年4月現在、認可保育所は約3,000施設、認証保育所は約600施設、認可外保育施設は約1,300施設

〈認可保育所等の施設数〉

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4
認可保育所	2,184	2,342	2,558	2,811	3,066
認証保育所	700	664	631	610	575
幼保連携型認定こども園	17	21	27	30	32
認可外保育施設	1,061	976	1,037	1,171	1,299
ベビーホテル	524	497	536	550	532
事業所内保育	196	186	199	298	426
院内保育	169	168	173	171	170
その他認可外	172	125	129	152	171
合計	3,962	4,003	4,253	4,622	4,972

## 認可外保育施設に対する指導監督

### 1 立入調査の実施状況

- 都は、ベビーホテル等の認可外保育施設に対して、児童福祉法等に基づき、立入調査や書面による年1度の報告徴収、区市町村と連携した巡回指導等を実施
- 苦情が寄せられた際には、随時、立入調査等を実施

	H27		H28		H29	
	実地検査数		実地検査数		実地検査数	
		実施率		実施率		実施率
認可保育所	237	11.4%	237	10.6%	231	9.4%
認証保育所	185	26.4%	163	24.3%	150	23.7%
幼保連携型認定こども園	0	0.0%	2	9.5%	5	18.5%
認可外保育施設	144	13.6%	180	17.7%	211	19.4%
合計	566	14.8%	582	14.7%	597	14.2%

### 2 巡回指導チームを編成 ※待機児童解消に向けた緊急対策（平成28年9月）

- 認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、都において「巡回指導チーム」を編成し、指導体制を強化
- 認可外保育施設に、年1回の巡回指導ができる体制を整備

## 認可外保育施設に対する巡回指導

### 1 巡回指導チーム

- 20名：2人/班×10班（認可保育所の施設長経験者等）

### 2 実施方法

- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言
- 各施設に年1回以上実施することで、全ての認可外保育施設の運営状況を把握
- 巡回指導の結果については、立入調査等に活用

### 3 立入調査との連携

- 巡回指導と立入調査の連携により、指導監督を機動的に実施
- ・ 巡回指導において、重大な問題が認められた施設に対して、早期に立入調査
- ・ 立入調査における指摘に対する改善状況について、巡回指導において確認

⇒ 課題のある施設に対して、重点的に改善指導

### 4 実施状況

	対象数	巡回指導数		実施率
			うち通告なし	
H29	1,037	1,060	312	102.2%
H30	1,171	1,329	710	113.5%

※対象数：各年度4月1日現在

※巡回指導数：H29はH29.3月を含む

#### 主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- ・ 調理・調乳担当者の健康チェックが不十分
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 乳幼児突然死症候群への配慮が不十分（睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか）

# 認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援について

## 国の多子軽減支援

国の多子軽減の仕組みでは、年収約360万円以上の世帯は、第1子が小学生以上の場合、認可保育所に通う第2子に対する保育料の減免はない。国の無償化が開始された後も、第2子が0-2歳であればこの状況は変わらない

### <現在の多子軽減(年収約360万円以上の世帯例)>



## 新たな支援

- 平成31年度予算額 約13億円
- 補助対象経費  
年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするために必要な経費を区市町村に補助
- 補助率 都10/10
- 開始時期 2019年10月から
- ※都は国に対し制度の見直しを提案要求予定

### <新たな支援導入後(都制度を活用した場合)>

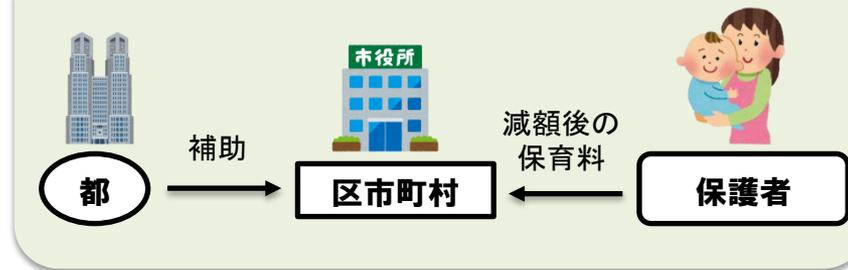


## 補助と保育料のイメージ

※上記の事例における第2子(3号保育標準認定、世帯所得1,200万円所得階層⑧の例)に都の支援を適用した場合

	保護者負担額 (国基準) 104,000円		
【現状】	区市町村 独自軽減	現在徴収している 保育料	
【補助導入後】	都の補助 52,000円	区市町村 独自軽減	現在の半額 の保育料

### <補助と保育料の流れ>



# 地域における保育力アップ推進事業

## 事業の目的

保育の質の確保・向上を図るため、保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村を支援する。

## 事業の内容

### 補助内容

【基準額】 1区市町村あたり3,000千円

【補助率】 1/2 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助

### 補助対象経費

園長会及び研修の企画・運営、公開保育、職員交流、関係機関と連携した研修等の実施に要する経費

※園長会の実施は必須。また、園長会は同一運営主体(公立・社福・株式等)かつ同一施設種別(認可・認証・認可外等)での開催とならないようにすること。

### 補助対象取組例

1 地域に開かれた園長会の活動を支援し、交流を活性化する取組

- (1) 定例会における意見交換
- (2) 地域のニーズに応じた独自の研修を企画・実施
- (3) 職員交流

2 地域の関係機関との交流を推進する取組

- (1) 地区医師会や病児保育施設など、医療関係者と連携した研修の企画・実施



など

# 夜間帯保育事業の創設について ～22時から翌7時までの開所を促進～

## 夜間帯保育の課題

東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書（平成30年3月28日）\*

### <課題>

- 24時間保育を行う認可保育所が広がらない中、認可外保育施設の24時間保育を使わざるを得ない現状
- 24時間保育自体においても長時間シフトに対応した職員の確保や配置、夜間の時間帯における保育等運営の困難さが存在

### <提言>

- 都や区市町村は、夜間の時間帯に認可外保育施設を利用しての児童の存在を踏まえ、認可保育所や認証保育所等とも連携し、必要な支援の確保に努めること

\*平成28年3月に発生した大田区内の24時間保育を行うベビーホテルにおける死亡事故に対する検証

## 夜間帯保育の利用実態、内容及び利用者

### ○ 認可外保育施設における夜間帯保育の利用児童数

	保育施設数	利用児童数			
		22時～2時	2時～翌朝	24時間	
区部	18	114	54	51	9
市町村部	1	3	3	0	0
計	19	117	57	51	9

平成28年度認可外保育施設運営状況報告(10月1日(土)現在)より集計

### ○ 夜間帯保育の利用者及び保育内容（施設ヒアリングから得られた内容）

#### ◆利用者の状況

- ・夜間営業の飲食店に勤務するひとり親家庭等
- ・養育者としての自覚、子育ての知識がない保護者
- ・直近で利用を開始したい事情を抱える保護者
- ・施設が所在する自治体以外に在住する保護者

- ◆夜間帯の保育…夜間の保育指針がないため、各施設で模索しながら実施例）養護、子供の体調管理、施設の防犯等について、昼間以上に意識して実施

## 利用者の状況、夜間に必要な保育内容等を踏まえ、安心して利用できる「夜間帯保育」を提供

### 夜間帯保育事業に求められる内容

#### ☑ 利用・契約の柔軟性

- ・夜間・昼間保育の併用等の柔軟な利用
- ・施設所在地以外の住民の利用
- ・利用申込みから短期間で利用開始が可能 等

#### ☑ 夜間帯等の保育に対応した補助

- ・夜間の割増賃金、夜勤手当等を加味した補助単価の設定
- ・多様な利用形態に対応するため、160時間未満/月や休日の利用者を対象

#### ☑ 安心して利用できる保育内容

- ・夜間帯の保育において留意すべき事項の明確化

### 夜間帯保育事業

#### 1 実施施設 認証保育所

※認証化移行施設を含む

#### 2 補助制度（H31年度予算：63百万円）

- ① 夜間帯保育：7か所
    - ・夜間の割増賃金分等を算定した補助
  - ② 備品等購入費：7か所
    - ・夜間の保育に必要な設備・備品等を補助
  - ③ 休日加算：2か所
    - ・休日の通常費用分を補助(夜間は①を加算)
- ※ 補助率：1/2（H31年度は10/10）

#### 3 夜間帯保育における留意事項を作成

安心して利用できる保育の質を確保するため、夜間の保育内容、運営上の留意点を作成

### <24時間・365日開所のイメージ>

7時	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>夜間帯保育事業</b>                      (夜間の割増賃金分等に対する補助)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>休日加算</b> </div>
(夜間)		
22時		
(日中)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     認証保育所                      (運営費補助、定期利用保育、一時預かり)                      ※多様な利用形態を対象                 </div>	
7時		
	月 ~ 土	日(祝)

### <夜間帯保育における留意事項(案)>

- ・家庭的な保育（養護）の提供
- ・生活リズム形成への配慮
- ・児童の健康管理
- ・家庭環境の把握、保護者支援 等